

(案)

資料 2-3

鎌倉都市計画特別緑地保全地区の決定（鎌倉市決定）

都市計画植木特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
植木特別緑地保全地区	約 3. 8 h a (測量作業を経て確定)	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

鎌倉市植木地内

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

経緯書

植木特別緑地保全地区

平成3年8月5日	開発事業に伴う(仮称)植木2号緑地の移管
平成8年4月	緑の基本計画で植木地区を候補地に位置付ける。
平成23年12月13日	植木1号市民緑地の開設(当初契約)
平成29年10月25日	植木1号市民緑地の区域拡大(変更契約)
令和4年3月1日	鎌倉市緑の基本計画の見直し、特別緑地保全地区指定の方針を位置付け
令和5年3月21日～ <u>11月</u> 日	特別緑地保全地区の指定について土地所有者に説明、理解を得る。
<u>令和6年4月</u> 日	鎌倉市まちづくり条例に基づく縦覧実施、公述の申出受付
<u>令和6年5月</u> 日	公聴会の開催
<u>令和6年6月</u> 日	県との法定協議
<u>令和6年8月</u> 日	案の法定縦覧
<u>令和6年10月</u> 日	都市計画審議会
<u>令和6年11月</u> 日	都市計画決定告示

※ は予定の時期